

2 医薬品費  
[調査票②⑦③④欄]

費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤などの費消額をいいます。

貴診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。

(注) 円未満は四捨五入してください。

(1) 平成21年6月分

- ① 月次決算で医薬品のたな卸（帳簿たな卸を含む）を実施している場合

5月末たな卸高＋6月医薬品購入費－6月末たな卸高

- ② ①以外の診療所において、年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合

6月分診療収益×  $\frac{\text{直近の事業年（度）の医薬品費}}{\text{直近の事業年（度）の診療収益}}$

- ③ ①②に該当しない場合

直近の事業年（度）の医薬品購入額の1/12の額

(2) 直近の事業年（度）分

- ① 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合

直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額

- ② ①に該当しない場合

直近の事業年（度）の医薬品購入額

3 材料費  
[調査票②⑧③⑤欄]

費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

(1) 診療材料費

レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など1回ごとに消費するものの費消額

(2) 医療消耗器具备品費

注射針・筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉗子類などの診療用具、食器、ざる、食缶、鍋などの患者給食用具で使用を開始したものの費消額（払出額）

なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。

(うち)給食用材料費  
[調査票②⑨③⑥欄]

費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

4 委託費

検査、給食、医療用廃棄物、医療事務、寝具、洗濯、清掃、経理、警

[調査票30 37欄]	<p>備、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。</p> <p><u>年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/12の額を記入してください。</u></p>
5 減価償却費 [調査票38~40欄]	<p>税務申告などのために作成した<u>直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入してください。</u></p> <p><u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u></p> <p><u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年（度）実績がない診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u></p> <p>この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。</p>
(うち)建物減価償却費 [調査票39欄]	<p>建物の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。</p> <p><u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u></p>
(うち)医療機器減価償却費 [調査票40欄]	<p>医療機器の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。</p> <p><u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u></p>
6 その他の医業・介護費用 [調査票31 32欄] [調査票41~43欄]	<p>支払又は費消した金額を記入してください。</p> <p><u>「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料」（12～13頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u></p>
(うち)土地賃借料 [調査票32 42欄]	<p>土地賃借料の金額を記入してください。</p>
(うち)支払利息 [調査票43欄]	<p>金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、<u>直近の事業年（度）実績を記入してください。</u></p> <p><u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u></p>

### 「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年(度)の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員  
[調査票①～⑥④欄]

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。

I 給料  
[調査票①～④④欄]

人 員  
[調査票①～①①欄]  
[調査票②③～③③欄]

平成21年6月及び直近の事業年(度)に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。  
個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。

給 料  
[調査票⑫～②②欄]  
[調査票③④～④④欄]

平成21年6月及び直近の事業年(度)に常勤職員に支給した現金給与額(税込)の職種区分毎の総額を記入してください。  
個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。  
給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。  
また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。  
なお、年俸制を適用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1/12の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年(度)の年俸と当該年(度)に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。

院 長

個人立診療所の開設者でない院長、個人立診療所以外の院長について記入してください。  
個人立診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

看護職員

保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。

看護補助職員

看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者(介護者)をいいます。

医療技術員

診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。

技能労務員・労務員

電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。